

身体障害者等駐車禁止除外指定車標章の改正にともなう 影響に関する実態調査実施要綱

1. 調査目的

道路交通法施行細則（北海道公安委員会規則）の一部改正により、平成19年9月14日から障害者への駐車禁止除外指定車標章の交付対象などが変わりました。

その改正内容では、交付対象の障害の範囲が見直され、その結果、これまで交付対象であった以下の2に示した障害者が対象外になりました。

今回の調査は、この改正による影響を調査し、その実情を関係機関へ報告し、その問題点の改善を求めることを目的として実施します。

2. 調査対象

規則改正前に標章の交付を受けている人で、今回の改正により対象外となる人

- 平衡機能障害の4級、5級の人
- 下肢障害の3級の2の人（内容：一下肢機能を大腿の2分の1以上で欠くもの）
- 下肢障害の3級の3の人（内容：一下肢の機能を全廃したもの）
- 下肢障害の4級、5級の人
- 体幹障害の4級、5級の人
- 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の移動機能で3級～5級の人

3. 実施主体

（社団）北海道身体障害者福祉協会、（社団）札幌市身体障害者福祉協会

（特非）札幌市肢体障害者協会、北のポリオの会、DPI北海道ブロック会議

4. 調査方法：DPI北海道のホームページからの回答及び実施主体が、それぞれの会員等に別添調査票を配布、回収して実施します。

5. 調査期間：2008年1月10日（木）～3月31日（月）

6. 調査項目：別添調査票のとおり

7. 問い合わせ先

（1）社団法人 北海道身体障害者福祉協会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7

TEL：011-251-1551 FAX：011-251-0858 Mail：do.sinky4@mocha.ocn.ne.jp

（2）社団法人 札幌市身体障害者福祉協会

〒063-0802 札幌市西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター

TEL：011-641-8853 FAX：011-641-8966 Mail：sasshinky@alpha.ocn.ne.jp

（3）特定非営利活動法人 札幌市肢体障害者協会

〒063-0802 札幌市西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター

TEL：011-641-2122 FAX：011-641-2122

Mail：sup.npo.shisyoukyo@wish.ocn.ne.jp

（4）北のポリオの会

〒002-8062 札幌市北区拓北2条3丁目 今田宅 TEL & FAX：011-773-5893

（5）DPI北海道ブロック会議

〒062-0008 札幌市豊平区美園8条1丁目3-23 コーポリボンハウス

TEL：011-842-9337 FAX：011-842-9330 Mail：info_hokkaido@dpi-japan.org